

事業者指定係からのお知らせ

I 基準条例の一部改正について

1 一部改正等の経緯

介護保険事業の人員、設備及び運営基準は、国の基準（厚生労働省令）を踏まえ、都道府県・市町村が条例で定めておりますが、令和3年4月に省令の一部改正が行われるため、本市の関係条例の一部改正を行うものです。

2 本市における条例改正等の考え方

介護保険制度では、介護サービスの提供を多様な実施主体（事業者）に担わせることによって、利用者のニーズに応じたサービスの確保及びサービスの質の向上を図ることとしています。この制度の趣旨を踏まえて、過剰な義務付け等の追加は基本的に行わず、必要最低限のルールを定めた厚生労働省令の改正を踏襲することを基本方針としています。

3 改正等を行う条例

- (1) 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- (2) 川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例
- (3) 川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- (4) 川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例
- (5) 川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- (6) 川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例
- (7) 川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- (8) 川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例
- (9) 川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
- (10) 川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
- (11) 川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
- (12) 川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例
- (13) 川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例

4 主な改正等の内容

(1)全サービス共通

- ① 介護サービス事業者に以下の取組を義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。
 - ・感染症対策の強化
(感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める)
 - ・業務継続に向けた取組の強化
(感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する)
 - ・高齢者虐待防止の推進
(利用者の人権の擁護、虐待の防止等)
- ② 感染防止や他職種連携の促進の観点から、利用者等が参加する運営基準において実施が求められる各種会議等について、利用者の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

(2)居宅系サービス、居住系サービス、施設系サービス

- ・認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

(3)居宅介護支援

- ・管理者となるものは、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることとするが、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予する。

(4)居住系サービス

- ・認知症対応型共同生活介護について、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、サテライト型事業所の基準を創設する。

(5)施設系サービス

- ・個室ユニット型施設について、ケアの質を維持しつつ、人材確保等を目指し、ユニットケアを推進する観点から、1ユニットの定員を夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ、現行の「おおむね10人以下」から「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」とする。

施行日：令和3年4月1日（予定）